



よさの

第9号 H23.3発行

編集・発行

与謝野町農業委員会

広報編集委員会

〒629-2498

与謝郡与謝野町字加悦433番地
(加悦庁舎内)

TEL : 0772-43-2191 (直通)

FAX : 0772-43-2194



↑刈取った笹をチップにして農地に散布しています。

耕作放棄地

ただいま

解消中!

町内の金屋地域では、「耕作放棄地を何とかしてほしい」と要望があり、国のモデル事業として解消に向けた工事が始まりました。今回は約1haの耕作放棄地を解消し、認定農業者や新規就農者のハウス用地等に貸付を予定しています。

町内でも、耕作放棄地や遊休農地が目立ってきています。農地が荒れてしまうと、元に戻すのは非常に難しいので、必要最低限の管理をお願いします。

主なもくじ

- 農業士紹介……………2～3
- 賃借料情報について…4
- 視察研修報告……………5
- TPPについて……………5
- 有害鳥獣について……6



平成21年度に続き、今年度も3名が京都府農業士として新たに認定を受けられました。

指導農業士として井上晃さん(金屋)、青年農業士として西川忠宏さん(滝)、同じく小田俊規さん(滝)、それぞれ若いパワーを存分に発揮され、地域農業に貢献されており、この先も地域のリーダーとして期待がされます。

お忙しい中インタビューに答えていただきました。

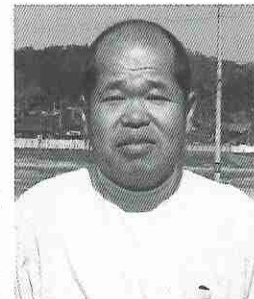
農業士って?

農業後継者の育成、地域農業の振興等に寄与する農業者リーダーを青年農業士(～39才)、指導農業士(40才～)、女性農業士(女性のみ)として認定されます。農業士は、自らの農業経営及び農家生活の発展に努め、農業後継者の確保・育成や農家研修を希望する青年等の受入れ指導を行い、地域農業振興と農家生活の向上に向けたリーダー活動と農村地域における男女共同参画社会の推進を図ることが役割とされています。

指導農業士

井上 晃さん

井上 晃さん



井上さんは、現在施設園芸中心の農業経営に取組まれています。また、農業委員としても活躍中です。

何を栽培されていますか?

ハウスでは、春から夏にはトマト・胡瓜・茄子・唐辛子等を、秋から冬には菊菜・わさび菜(からし菜)を、周年ではフルーツトマトの栽培や、育苗も手掛けています。露地でも四季を通じた様々な野菜を栽培しています。

農業に取組まれたきっかけは?

子どもの頃にお茶の栽培を手伝っていて、好きな絵を描きながら農業をするものと思い、農業大学校へ進学しました。卒業後は農業関係の仕事をしていましたが、やはり自分で農業をしたいと思い、就農しました。

農業をしていて嬉しいことは?

すくすくと生育し、美味しいと言

ってもらえる作物が沢山出来た時です。先日もスーパーで私の野菜を買っていた方が、遠方より施設を見に来られました。安心・安全で自分が食べて旨いと言える作物を消費者の皆さんに届けたいです。

苦労と思うことは?

近年自然災害を受けることが多くなり、加えて獣害によって、収穫間際の作物が被害にあうとこたえます。有機肥料で栽培しているので、モグラやネズミの被害も多く、忌避対策を試行錯誤するのが難しいです。

指導農業士としての抱負は?

地域農業が活発・活力のある産業となるよう、地域の諸先輩方や他の農業士の方々と共に活動して行こうと思います。また、新規就農者の模範となれるように、自らの経営を行い後継者の育成に努めたいです。



作業中の井上さん

青年農業士

西川 忠宏さん



西川さんは、現在(有)誠武農園の取締役として農業経営に取組まれています。

農業に取組まれたきっかけは?

小学校の頃、農業を手伝われるのが好きではなく、農業科のある大も薦められましたが、就職しました。京都で3年間会社勤めの後、地元友人の奨めもあり帰郷を決意しました。帰郷後は、今の会社で働きましたが、農業に対する技術等がありませんでしたので、八幡市の年商1億円を超える家族経営の農家で、主にトマト・胡瓜の栽培技術を1年余り研修しました。

会社での仕事内容は?

役員は4名、従業員はパートナーも含めて19名です。会社の経営は、水稲15ha、施設野菜30棟、露地野菜3.5haで、ハウス栽培の播種から収穫前までを任されています。この時期

は、小松菜の出荷の真っ最中で、多くの方に働いていただいています。

今、悩みはありますか？

ハウスの棟数が少ないことです。段取りをするにしても、今のままで栽培効率が悪いです。もう少し規模拡大が必要だと感じます。

今後の目標は？

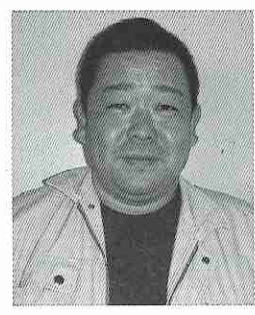
今年、事業を活用しハウスを5棟新たに設置し、規模拡大を目指したいです。また、年に1度は市場へ赴き、どのような物が売れているのを見て、消費者のニーズを経営に生かしていきたいです。今は、ハウス管理をしています。経営についても社長からノウハウを学び、参画したいです。農業をするからには「楽しく」をモットーに頑張りたいです。



ハウス張中の西川さん

青年農業者

小田 俊規さん



小田さん
は、現在(有)あつぷるふあーむの役員として農業経営に取組まれています。

農業に取組まれたきっかけは？

子どもの頃から父親の農作業を手伝っていたので、農業に魅力を感じ、迷わず農業が学べる高校へ進学し果実の栽培を学び、農業大学校では花卉(かき)、新規就農研修では、地元で水稻・施設園芸・椎茸栽培等を幅広く学びました。

会社での仕事の内容は？

会社は、水稻20ha、委託大豆15ha、施設園芸4ha、露地野菜5ha、りんご1.5ha栽培しています。私は主に水稻や委託大豆のオペレーター指導、加工契約野菜(茄子・胡瓜等)を中心にしています。研修生の指導もしています。

今後の目標は？

経営規模を現在の45haから60haへ

と拡大し、耕作放棄地が発生しないようにし、雇用を増やし地域へ貢献したいです。そのためには、農作業の機械化を進め、効率化を図っていき、共に、皆の技術力を上げ、収量の安定や増収を目指していきたいです。

苦労と思うことはありますか？

毎年、可愛い女性のように、同じように接していても、思うように育たなかったり、天候に左右され品目によっては採れない作物もあります。また、昨年は水不足で水稻の水管理に苦労しました。

農業者としての抱負は？

農業の楽しさや会社での取組みをPRしていき、多くの方々と出会い自己研鑽を行い、新規就農者・後継者の育成に貢献できればと思います。

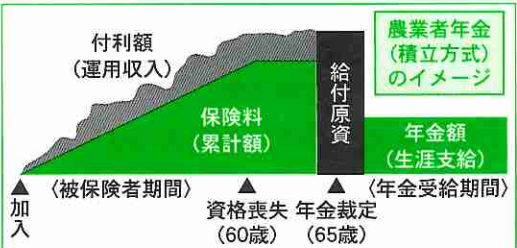
トラクター操作は
お手のもの



老後の備えは農業者年金で —シリーズVol.2—

02 自分の年金は自分で積み立てよう！

今の農業者年金制度は、加入者が保険料を積み立て、その運用益に応じて将来の年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」です。



高齢者世代の年金を、現役世代が支払っていく国民年金とは違って、長期的に安定した制度です。

農業者の方なら広く加入できます！

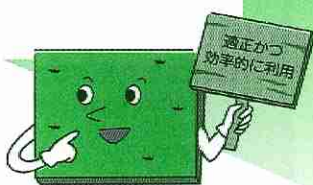
- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業に従事する方
- 60歳未満の方

上記の3項目を満たせば加入できます。
※農業委員会事務局またはお近くのJAさんで相談できます。

農地賃借料情報（平成23年産米）をお知らせします

農地法の改正により、「標準小作料制度」が廃止されましたが、農業委員会が地域の実情に応じた「農地賃借料情報」を毎年提供することになりました。平成23年産米についても、専門委員会で検討し、3月開催の農業委員会総会で可決されました。できる限り地域の実情に合うよう、実際に契約（農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づいた賃貸借契約）された賃借料を基に情報を作成していますが、あくまでも賃貸借契約時の目安ですので、必ずお互いで話し合い、納得できる賃借料を決定してください。

農地の区分	金額	物納	データ筆数 (平成22年契約分)
平坦部	8,000円 / 10a	42.8kg / 10a	221筆 (内、無償9筆含む)
山間部	2,500円 / 10a	14.2kg / 10a	



いったい、農地法は 何が変わったのか!?

農地の権利を有する者は、

農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければなりません。



違反転用に対する処分・罰則の強化

農地を農地以外に利用する場合は、農地法第4条又は5条の許可が必要です。この許可を得ずして転用した場合には、**重い罰金**が課せられます。

- ・ 個人の場合
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- ・ 法人の場合
3年以下の懲役又は1億円以下の罰金

遊休農地を有効活用する対策

農業委員会は、毎年1回は農地の利用状況調査を行います。当委員会においても、昨年の12月に実施しました。この調査で、**1年以上にわたって農作物の栽培が行われておらず、今後も農作物の栽培が見込まれない**ときは、必要な指導を行います。

周囲の農地に迷惑をかけないように、最低限の管理を心掛けましょう。

農地は限りある資源です

権利取得の届出制度

相続等により許可を受けることなく、農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届けなければなりません。なお、この届出は、権利取得の効力を発生させるものではありません。

- ・ 届出を要する権利取得
相続、法人の合併・分割、時効 など
- ・ H22年度届出状況（3月10日現在）
相続 24件 時効 2件

農地を利用する者の確保・拡大

解除条件付きで一般法人等の参入が認められます。地域によって、農地の受け手がいないなどの場合に、多様な利用者が、農地の適正利用を確保しながら、農地を借りれるようになります。農地を借りる場合は、農地法又は農業経営基盤強化促進法の許可が必要ですので、農業委員にご相談ください。

昨年の11月18、19日に北陸方面へ視察研修に行きました。視察先は、福井県のJA越前たけふ、石川県の株式会社六星を訪問しました。

JA越前たけふでは、JAが定めた基準で栽培したお米について、一定水準以上の食味値をクリアすれば高値で取引をされるといった農家の生産意欲を向上させる取組をされていました。さらに感心したことは、JA職員は営業職！として、独自に販路を開拓され、責任を持って販売までをされていました。この姿勢には、農業委員からも「おおー」といった声が上がっていました。



JA越前たけふでは、この食味計で食味値を測定

農業委員会 視察研修報告 株式会社 六星 JA越前たけふ



株式会社六星において、熱心に説明を聞く委員

株式会社六星では、集落営農組織から有限会社、株式会社へと、法人経営の先駆けとして現在も大規模に農業をされています。ただ作物を栽培するだけでなく、自社で加工・販売までを行う6次産業にいち早く取組むなど、これからの農業のあり方を学びました。また、経営者も若く、魅力ある農業をされているんだなど、感心しました。

この視察を終えて、これからの農業は「栽培」だけではなく「販売」が重要である。待っているだけの農業では時代遅れであり、与謝野町の農業の魅力発信も必要であると考えさせられる研修でした。

(委員のレポートより編集)

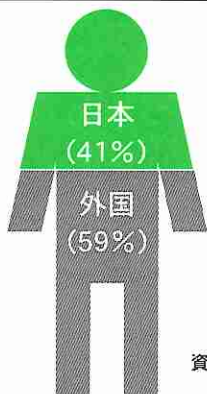
どうなる日本農業

TPP

昨今、テレビや新聞でよく耳にする聞きなれない言葉、TPP。農家でない人に少しでも関心を持っていただき、これからの農業がどうなるのか知っていたいただきたいと思えます。TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）は、加盟国で取引される工業製品や農産物、金融サービスをはじめとする全品目の関税を、100%撤廃することを目的としています。現在の日本の農産物の大部分は、無税もしくは低関税となっています。高い関税を維持しているのは、米や麦、乳製品の一品目で、全体の1割にすぎません。高い関税を維持している主食のお米は、国内と国外の農業条件を加味していることが起因です。

日本は、世界最大の農産物純輸入国で、食料自給率は41%（2009年度）先進国の中で最低水準です。TPPへの参加が決定すると、国外から安価な農産物が、国内農産物を圧迫し、日本の食料自給率が14%までに下降すると言われています。

日本の食料の6割は外国産



日本の供給熱量ベースでの食料自給率は昭和40年度の73%から減り続け、平成20年度は41%。先進国と比べ最低の水準です。

資料：FAO「Food Balance Sheets」を基に作成

※TPP交渉参加国 (2010年12月現在)

- シンガポール
- ニュージーランド
- ブルネイ
- チリ
- アメリカ
- オーストラリア
- ベトナム
- マレーシア

世界で食料争奪、農地紛争がおきている中で、生命財産であり戦略物資でもある食料のほとんどを海外に依存することを意味します。今一度日本農業のあり方を皆さんで考えていただく時期がきたのかもしれない。

生息

隠れ場所や食物などの多い藪を好み、日中は山林の中で生息しているので姿を見せない。人間の影響の少ない地域では、昼間からも活動する。

体長

オス：120cm～170cm
メス：100cm～120cm

意外と狭い活動範囲

狩猟により遠くまで追い立てられることもあるが、食物などが十分で危険がないと、狭い地域に長く留まる。農作物を加害する個体は、被害農地の近くに潜伏する傾向がある。

高い繁殖能力

早い性成熟：2歳で出産
基本的に年1産：(春～初夏)
高い妊娠率：ほぼ100%
多い産子数：4～5頭
1歳までに約50%が死亡



食性

雑食で、食物の根茎・葉、昆虫、ミミズ、カエルなども食べる。

■ 被害対策のためのイノシシの基礎知識

- ◇高い繁殖能力のため捕獲のみの依存は禁物
- ◇被害管理と生息地管理が重要
- ◇イノシシは平野の生き物
- ◇イノシシにとって作物は最高の食べ物

■ 防護柵の効果を上げるために

- ◇一般的に使用されている1mの高さのワイヤーメッシュ格子柵を改良し、上部30cmの部分を外側(山側)に20～30度折り曲げると、イノシシが接近しても乗り越えにくい。
- ◇いくつかの侵入防止技術を組合せて、それぞれの防止技術の弱点を補うよう配置することで効果も上がる。

※防止柵等に関することは、農林課(43-2191)へお問い合わせ下さい。

全国農業新聞

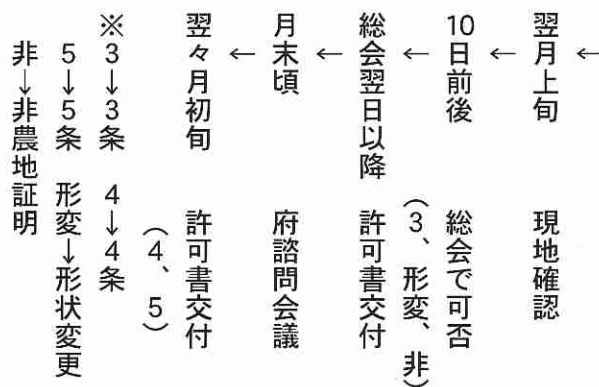
営農・生活に役立つ農業総合専門紙です。農家の皆さんは勿論ですが、農家でない方でもお気軽に購読できます。

◇発行 毎週金曜日(月1回)
◇購読料 1ヶ月600円

各種申請・届出について

農地法(3条、4条、5条等)や形状変更、非農地証明に関わる申請の締切りは**毎月15日**です。閉庁日の場合は、翌開庁日とします。ご理解とご協力をお願いします。

◆ 通常の許可までの流れ



編集後記

昨年の酷暑、年末からの大雪と現在の農業経営も寒い冬の時代と言えるかもしれません。

しかし、冬の後には必ず芽吹く春が訪れるものです。農業においても新しい力が戻ってきてくれる、そんな力を皆で大きな力になるように盛り立てていきたいと思えます。

担い手、有害獣、遊休農地、食農教育、農業に関する御意見、御要望を農業委員会だよりに御寄せ下さい。「私たちを使つて下さい」(加畑)

広報編集委員

- | | |
|----|-------|
| 委員 | 近本正秀 |
| 委員 | 廣野安樹 |
| 委員 | 三田正弘 |
| 委員 | 白敷清一 |
| 委員 | 西村勝彦 |
| 委員 | 井上 |
| 委員 | 加畑 |
| 委員 | 小長谷清八 |

